

一般社団法人関西ヨットクラブ
施設の管理及び運営に関する規定

第1条 趣旨

この規定は、関西ヨットクラブ1階、2階及び3階施設（以下、「本施設」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めたものとする。

第2条 本施設利用目的

本施設の利用目的は以下に掲げるものに限られる。

1. 関西ヨットクラブ（以下、「本クラブ」という。）の公式行事による利用
2. メンバー間の交流の場としての利用
3. メンバー個人の私的利用（飲食、休憩など）
4. メンバー個人の私的な催事での利用（進水式など）
5. メンバーが含まれるクラブ外の催事での利用（他団体の催事など）
6. メンバーから紹介のあるクラブ部外者のみの利用（他団体の催事など）
7. その他、理事会及び総務会において認められた利用

第3条 利用時間、料金等

1. 本施設の利用時間及び利用料は、施設利用案内に定める。
2. 利用時間には、準備時間や後片付けの時間も含むものとする。
3. 利用料金は、特別な場合により理事会及び総務会判断で減免できる。
4. やむを得ない理由により利用を中止する場合の費用については、施設利用案内に定める。
5. 4項に定める中止の場合の来場者・参加者に対する対応は、利用者が責任を持って行うものとする。

第4条 本施設の利用申し込み

1. 申し込みの受付期間は、原則として、利用希望日の半年前から1週間前までとする。但し、当クラブの公式行事開催日に関してはこの限りではない。
2. 申し込みについては施設利用案内に定める。
3. キャンセルについては施設利用案内に定める。

第5条 施設利用制限

1. 施設利用は共用利用（無料）の場合、メンバーとメンバー同伴ゲストに限る。
2. 2階会議室とカフェ、3階キャプテンズルームは一般貸し切り利用（有料）も可とするが、メンバー参加及びメンバーの紹介が必要とする。但し理事会

及び総務会において認められた場合はその限りではない。

3. 施設利用申込者は、第3者に施設の利用権の全部または一部を譲渡・転貸することはできない。また、そのような事態が判明した場合は、その後一切、施設の利用を許可しないものとする。
4. 利用申込み決定後または、利用中においても、下記に記載する使用が判明した場合には、利用の取り消しまたは利用停止の処分を行うものとする。また、この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても本クラブは一切の責任を負わないものとする。

- ・ 申込書の記入内容と実際が異なる、または偽りがあった場合。
- ・ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- ・ 関係法令に反する場合、または関係官公署の指示に反する場合。
- ・ 宗教活動、政治活動などを行った場合。
- ・ 危険物持ち込み、人身事故、建物・施設などを汚損・破壊した場合。
- ・ 音・振動・臭気等で、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ・ 参加者が施設の許容範囲を超え周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
- ・ 暴力的不法行為・反社会的行為がある場合。
- ・ 注意に従わず、また本規定に違反すると判断した場合。

第6条 安全管理

1. 施設利用中は、利用者の責任のもとに防災・防犯等の安全管理を行うものとする。
2. 利用者は参加者の安全確保のため、非常時に備え非常口、防災設備の位置や使用方法を予め熟知するものとする。

第7条 荷物の搬入及び預かり

1. 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損については、本クラブは一切関知しないものとする。
2. 貴重品、精密機器、生鮮食品、生き物については、荷物の事前搬入及び利用中の預かりは一切行わないものとする。

第8条 免責及び損害賠償

1. 利用中の展示物及び利用者・参加者等が持ち込んだ物品（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず本クラブは一切の責任を負わない。
2. 天変地異、関係各省庁からの指導、その他本クラブの責に帰さない事由によ

り利用が中止された時の損害について当クラブは一切の責任を負わない。

3. 利用者が建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失した場合、本クラブは利用者に対し、その損害の全額賠償を請求する。
4. 当クラブの責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当クラブは受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとする。

第9条 利用後の原状回復

1. 利用者は利用終了に当たり、発生したごみ等はすべて持ち帰り、利用前の状態まで原状回復するものとする。
2. 本施設内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させ、原状回復に実費や工数がかかる場合は、その実費を利用者に請求するものとする。

第10条 遺失物の取り扱い

本施設で発見された遺失物は、発見日から2か月間保管したのち警察に届けるものとする。

第11条 規定の変更

規定の内容については、適宜変更を加えるが、その際は利用者等に広く周知する努力を行うこととする。